

<p>0章 序文</p> <p>0.1 一般</p> <p>0.2 目的</p> <p>0.3 利点</p>	<p>1章 適用範囲</p> <p>1.1 一般 規格の取扱範囲、規格の性格(組織が、自らに最も相応しい項目を取捨選択できるガイダンス)など</p> <p>1.2 適用組織 組織の規模、活動の性格、活動地域にかかわらず、あらゆる組織に適用することができる。</p> <p>1.3 前提条件と限界 ISO26000はガイダンス規格であり、 - 適合性を評価するための要求事項を規定したものではない。 - マネジメントシステム規格ではない。 - 認証の目的、規制や契約の用途に用いられることを意図しない。</p>	<p>2章 引用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世界人権宣言 ●労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言 ●国連気候変動枠組条約 ●国連グローバル・コンパクト ●OECD多国籍企業行動指針 	<p>4章 組織が活動するSRの背景</p> <p>4.1 歴史的な動き</p> <p>4.2 今日的な動向</p> <p>4.2.1 組織を取り巻く状況</p> <p>4.2.2 組織に求められる取り組み</p> <p>4.2.3 組織がSRに取り組むメリット</p>
		<p>3章 用語と定義</p> <p>3.1 社会的責任 (SR) 組織が、自ら積極的にステークホルダーに働きかけ、負の影響を最小化し、プラス方向の効果を最大化することを通じて、持続可能な社会と環境の確立・維持と組織の存続を両立させていこうとする活動。</p> <p>3.2 ステークホルダー</p> <p>3.3 ステークホルダー・エンゲージメント</p> <p>3.4 ガイダンス</p>	

